

令和8年5月28日
石垣海上保安部長

勸告基準

台風の場合

区分	発出基準	勸告内容
第一体制 (警戒体制)	台風が石垣地方に接近すると予想され、石垣港において、風速25 m/sec以上の暴風域に到達する24時間前（ただし、石垣港において風速10 m/sec以上の風が連吹した場合はその時点とする。）	○在港各船舶は、荒天準備を行うこと。 ○500トン未満の船舶は、現場の状況に応じ、 ①陸揚げを行うか、港内での船溜まり等安全な場所に避難 ②係留強化 等の措置をとること。 ○500トン以上の在港各船舶は、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。
第二体制 (避難勧告)	台風が石垣地方に接近すると予想され、石垣港において、風速25 m/sec以上の暴風域に到達する12時間前（ただし、石垣港において風速15 m/sec以上の風が連吹した場合はその時点とする。）	○500トン以上の在港各船舶は、速やかに港外で避難すること。 <u>(注)</u> ○500トン以上の入港予定船舶は、港外で避難すること。 ○500トン未満の船舶は、航行を自粛すること。
解除	台風が明らかに遠ざかり、次第に平穏となることが予想され、かつ、石垣港において連吹した風が風速15 m/sec以下となった場合	※ 第一体制又は第二体制の解除

(注)

1) 第二体制における500トン以上の在港各船舶のうち、自力航行が出来ない船舶（台船、フローティングドック等）にあつては港外避難の対象としない。

なお、第二体制において岸壁で係留避泊する場合には、監視体制の強化及び係留強化等、必要な措置を講じること。

2) 第二体制におけるフェリーよなくににあつては、岸壁で係留避泊する場合には、台風接近時の岸壁使用に際し港湾管理者より付された許可条件を遵守すること。

令和8年5月28日
石垣海上保安部長

勸告基準

急速に発達する低気圧等の場合

区分	発出基準	勸告内容
第二体制 (避難勧告)	海上（東シナ海南部又は沖縄南方海上）に海上暴風警報（24.5m/s以上）が発表された場合	○500トン以上の在港各船舶は、速やかに港外で避難すること。 <u>（注2、3）</u> ○500トン以上の入港予定船舶は、港外で避難すること。 ○500トン未満の船舶は、航行を自粛すること。
解除	上記警報が解除されたとき	避難勧告の解除

(注)

1) 第一体制（警戒体制）については、気象庁（台）が発表する海上暴風警報以下の基準（海上強風警報等）については、その発表頻度等を勘案すると、現実的ではないことから発出しないこととする。

2) 第二体制における500トン以上の在港各船舶のうち、自力航行が出来ない船舶（台船、フローティングドック等）にあつては港外避難の対象としない。

なお、第二体制において岸壁で係留避泊する場合には、監視体制の強化及び係留強化等、必要な措置を講じること。

3) 第二体制におけるフェリーよなくににあつては、岸壁で係留避泊する場合には、台風接近時の岸壁使用に際し港湾管理者より付された許可条件を遵守すること。

石垣港船舶津波対策要領

平成17年5月25日制定

平成26年11月11日改定

令和4年3月16日改定

石垣港災害対策協議会



1 目的

我が国では、南海トラフ地震（東海、東南海、南海地震）など津波の発生が予想される地震が多く、船舶被害等が発生することも懸念される。地震発生から津波の来襲までには、時間的余裕がない場合も多く、津波の規模や船舶への影響等は、港の形態、利用状況等によって異なる。このため、津波警報・津波注意報が発表された場合等迅速な人命・財産の保護及び船舶交通の安全確保を図るため、石垣港における船舶津波対策要領を定める。

2 津波発生時の対応

(1) 会員の役割分担

宮古島・八重山地方に津波警報・注意報が発せられたときの会員の役割分担の概要を示す。

関係機関	対応内容	備考
石垣島地方気象台	○潮位の変化を監視すると共に関係機関へ情報を提供し共有化を図る。	
石垣海上保安部	<p>○港内において巡視船艇等による避難広報 巡視船艇は、国際信号旗「ND」（津波が来る見込みである。貴船は、適当な予防策をとられたい。）による旗りゅう信号、汽笛による避難広報を実施</p> <p>○港外（石垣港防波堤沖から周辺海域）における避難広報の実施</p> <p>○石垣港災害対策協議会を通じ、電話、一斉FAX等により関係者及び在泊船舶に以下の事項を伝達（出港する船舶からも岸壁付近の者に安全な場所へ避難するよう口頭周知を依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港則法に基づく第一体制、第二体制等の発出 ・旅客船関係社、漁協を通じ、避難まで可能な範囲で旅客船、漁船による汽笛での避難広報の実施 ・危険物積載中等の船舶については直ちに中止し、時間的余裕があれば安全な海域へ避難指示 ・乗客搭乗中の離島航路船舶等に対して、直ちに搭乗客を降ろし、安全な場所へ誘導するよう指示（時間的余裕が無い場合を除く） ・漁船、プレジャーボートを上架し、安全な場所への避難を指示（時間的余裕が無い場合は、人命を優先し、直ちに安全な場所へ避難） <p>○第十一管区海上保安本部から ch16、2182KHz により避難広報の実施</p>	 N  D

石垣航空基地	○港内、海岸、磯釣り客等に対し、拡声器、サイレン等により避難広報の実施	
石垣港湾事務所	○管轄工事施工業者に対する、地震・津波情報の伝達及び避難措置の実施 ○工事施工箇所の安全対策及び立ち入り禁止区域等の措置	
沖縄県八重山事務所	○沖縄県総合行政情報ネットワークを活用するなどし、広報活動の状況把握及び災害情報等の収集に努めると共に情報の共有化を図る。	
石垣市	○防災情報一斉放送システム、広報車等を活用し、ビーチや海浜地区における避難広報を実施 ○津波浸水危険地区に対し、避難指示を実施 ○住民等の避難誘導及び避難所の整理を実施	
八重山警察署	○パトロールカー等により港内、海岸、磯釣り客等に対する避難広報の実施 ○危険地域への立入禁止措置 ○津波浸水危険地区に対する避難誘導と浸水危険地区道路等の交通規制	
石垣市消防本部	○港内、海岸、磯釣り客等に対する避難広報の実施 ○危険物施設の安全対策指示	
石垣市港湾課	○工事施工箇所の安全対策及び危険箇所への立入禁止等の措置 ○岸壁のコンテナ、ドラム缶等の所有者又は管理者に対し、固縛、安全な場所への移動等流出防止措置を講じるよう指導	
八重山漁協	○出漁船等に対し、無線等により避難措置を実施 ○停泊中の漁船や組合員に対し、可能な範囲で避難広報を実施	
関係事業者会員	○所有、所属船舶に対し、無線等により避難措置を実施 ○乗客等を安全な場所へ誘導 ○所有又は管理しているコンテナ、ドラム缶等の流出防止措置の実施	

(2) 勧告等の種別、発出・解除基準

① 津波警報・注意報

各体制の発出、解除については港則法第39条第4項及び第45条に基づき石垣海上保安部長が行う。

気象庁（台）から津波警報・注意報が発表されたら、石垣海上保安部長は下表のとおり体制等を発出するが、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は、大津波・津波警報又は注意報を入手した場合、避難勧告等の発出を待つことなく、速やかに、別紙「津波に対する船舶対応表」に沿った措置を講ずること。

種 類	発 出 基 準	勧 告 内 容
第一体制 (警戒体制)	気象庁（台）により宮古島・八重山地方に津波注意報が発表されたとき。	船舶は、津波の来襲に備え、別紙「津波に対する船舶対応表」に定める船舶の用途、大きさに応じた適切な措置を講ずること。
第二体制 (避難勧告)	気象庁（台）により宮古島・八重山地方に大津波・津波警報が発表されたとき。	船舶は、津波到達予想時刻、津波の予想高さ、潮汐の状況並びに自船の係留場所及び船舶の性能・要目、対応に要する時間等から津波来襲までの時間的余裕の有無を判断したうえで、別紙「津波に対する船舶対応表」に応じた適切な措置を講ずること。
解 除	気象庁（台）により宮古島・八重山地方に大津波・津波警報又は津波注意報が解除されたとき。	各船舶は、警戒・避難体制を復旧し通常の行動とする。

② 南海トラフ地震臨時情報

令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、新たな防災対策が策定されたことに伴い、気象庁（台）から南海トラフ地震臨時情報※1が発表されることとなった。

気象庁（台）から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、石垣海上保安部長から下表のとおり、情報伝達、注意喚起若しくは勧告を発出するため、発出後は当該情報に沿った措置を講ずること。

種 類	発 出 基 準	内 容
情報伝達	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された時。	船舶は、今後の南海トラフ地震臨時情報に留意すること。
注意喚起	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された時。 (発表期間1週間)	船舶は、今後の南海トラフ地震臨時情報の入手に努めること。 後発地震の発生に伴う津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難が実施できるよう、情報伝達ルート、避難海域等を確認しておくこと。
勧 告	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された時。 (発表期間1週間)	南海トラフ地震警戒強化を取るとともに、船舶は避難準備を行い、必要に応じて直ちに離港できるよう準備すること。 また、次の内容についても事前に確認しておくこと。 ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主企業等の対応の確認 ・避難方法、避難海域 ・南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合は、自主的に安全な海域へ避難しておくこと。

※1) 南海トラフ地震臨時情報とは、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に発表する情報である。

南海トラフ地震臨時情報の発表条件は以下のとおり。

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

注1) 対象船舶は、石垣港内における全ての船舶とする。

注2) 避難勧告等が解除され再入港する場合には、施設被害や航路障害物等の情報に留意するとともに、石垣海上保安部長により交通整理の指導等が行なわれている場合には、これに従い行動する

(3) 勧告等の周知連絡要領

勧告等の発出・解除は、下表の手段・方法により周知・連絡するものとする。

区 分		周 知 連 絡 要 領	
		手 段	方 法
勧告等 (第一・二体制、南海トラフ臨時情報)	発出・解除	巡視船艇	港内を巡回し、サイレンにて注意喚起のうえ、拡声器等により周知する。
		電 話 F A X メール	一斉F A X及びメールにより通報する。F A X等での通報が出来ない場合は、石垣港災害対策協議会情報伝達系統図により電話通報する。
		無 線	第十一管区海上保安本部救難課運用司令センター（おきなわほあん）から国際V H Fにて放送する。
		A I S通信	A I S搭載船に対し、メッセージを送信する。
		海の安全情報掲載	石垣海上保安部「海の安全情報（沿岸域情報提供システム）」に内容を掲載する。

(4) 報 告

各会員は、実施した措置その他必要な事項を石垣海上保安部長に報告するものとする。

3 津波災害の予防

(1) 個人の予防

- ① 海浜に出かけるときはラジオ等を携行し、情報を入手することを心がける。
- ② 常日頃から避難場所、避難経路を確認しておく。
- ③ 津波に関する情報を入手した者は、付近にいる者にも知らせるよう心がける。
- ④ 火災等の二次災害防止のため、火源の除去等を実施する。

(2) 船舶乗組員

- ① 船舶には通信機器を用意しておく。
- ② 出港準備から出港までに要する時間を把握しておく。また、小型船等にあっては、陸揚げ固縛に要する時間も把握しておく。
- ③ 出港から安全な海域までに要する時間を把握しておく。

(3) コンテナ等所有者等

- ① 岸壁のコンテナ等所有者は、常日頃から岸壁に置いているコンテナ等の数を把握しておく。
- ② 津波発生時は流出したコンテナ等が破壊力となることから、安全な場所への移動や固縛等流出防止措置についての対策を作成しておく。

③ 危険物業者等

津波発生による火災、油流出等の防止のため、危険物搭載船舶からの荷役中止要領等対策を作成しておく。

④ 代理店等

外国船舶（外国人船員）に対して、事前に津波の概要やその対策・要領等を周知しておく。

津波に対する船舶対応表

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応						
			大型船、中型船（漁船を含む）			小型船（プレジャーボート、小型漁船等）			
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船（作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船	
			一般船舶（作業船含む）	危険物積載船舶					
大津波警報	10m 超 （10m < 予想高さ）	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊	
	10m （5m < 予想高さ 10m） 5m （3m < 予想高さ 5m）	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後陸上避難 又は港外退避	
津波警報	3m （1m < 予想高さ 3m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊	
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後陸上避難 又は港外退避	
津波注意報	1m （0.2m 予想高さ 1m）		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	
備考			事業者側で予め対応マニュアルを作成		津波発生時には潮流が早くなるため、港内避泊する際は近くに浅所がある等により危険が高まる海域に注意する 錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可		着岸後、陸上避難する時間的余裕がない場合は、流速の遅い水域で港内避泊も考慮

津波来襲までの時間的余裕

無し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措施を取る。

港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

港内避泊 : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航する）。

係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する）。

陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

* 上記の表は標準的なものであり、船舶、関係機関においては、それぞれの地域（港）の特性、船舶の現状に応じた対応策を検討し、津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。

* 港内においては、海域が狭いうえ浅所が点在していること、津波来襲時には強潮流に翻弄されることが予想されること、陸上からコンテナ等の流出物や油流出の可能性もあること等勘案し、港内避泊を行う際は、周辺の状況に十分注意すること。